

年少者の就業制限（法第62条）

年少者については、危険有害業務（重量物の取扱や安全・衛生・福祉上有害な業務）に就かせてはなりません。

■重量物を取り扱う業務（下表の重量以上の重量物取扱い禁止）

年齢及び性		重量（単位：キログラム）	
		断続作業の場合	継続作業の場合
満16歳未満	女	12	8
	男	15	10
満16歳以上 満18歳未満	女	25	15
	男	30	20

■有害な業務

（年少者労働基準規則第8条）

就業が禁止されている業務
安全上有害な業務
・ボイラー（小型ボイラーを除く。以下同じ）の取扱いの業務
・ボイラーの溶接の業務
・クレーン・デリック等の運転の業務
・緩燃性でないフィルムの上映操作の業務
・エレベーター（最大積載荷重2トン以上）等の運転の業務
・動力により駆動される軌条運輸機関、貨物自動車（最大積載量2トン以上）等の運転の業務
・動力により駆動される巻上げ機（電気・エアホイストを除く）等の運転の業務
・充電電路（直流750V超・交流300V超）又はその支持物の点検・修理・操作の業務
・運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除・給油・ベルトの掛換え等の業務
・クレーン・デリック等の玉掛けの業務（補助作業を除く）
・液燃焼器（最大毎時400リットル以上の消費量）の点火の業務
・動力により駆動される土木建築用機械・船舶荷扱用機械の運転の業務
・ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂のロール練りの業務
・丸のこ盤（ $\phi=25\text{cm}$ 以上）・帯のこ盤（ $\phi=75\text{cm}$ 以上）に木材送給する業務
・動力により駆動されるプレスの金型、シャワーの刃部の調整・掃除の業務

・操車場の構内における軌道車輛の入換え等の業務
・軌道内での単独作業（ずい道内・見通し距離 400m 以内・車輛通行頻繁箇所）
・蒸気、圧縮空気により駆動されるプレス又は鑄造機械を用いる金属加工の業務
・動力により駆動されるプレス、シャー等を用いる厚さ 8mm 以上の鋼板加工の業務
・手押しかんな盤又は単軸面取り盤の取扱いの業務
・岩石・鉱物の破砕機・粉砕機に材料を供給する業務
・土砂崩壊のおそれのある場所又は深さ 5 m 以上の地穴における業務
・墜落により危害を受けるおそれのある場所（高さ 5 m 以上）における業務
・足場の組立て・解体・変更作業（地上等の補助作業を除く）
・立木（胸高直径 35cm 以上）の伐採の業務
・機械集材装置、運材索道等を用いて木材を搬出する業務
・火薬・爆薬・火工品を取り扱う業務等で爆発のおそれのあるもの
・危険物（労働安全衛生法施行令別表第 1 に掲げる爆発物等）を製造し、又は取り扱う業務で爆発・発火・引火のおそれのあるもの
・圧縮ガス又は液化ガスを製造し、又は用いる業務
衛生上有害な業務
・水銀・砒素・黄りん・弗化水素酸・塩酸・硝酸等の有害物を取り扱う業務
・鉛・水銀・クロム等の有害物のガス・蒸気・粉じんを発散する場所における業務
・土石等のじんあい・粉末を著しく飛散する場所における業務
・ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
・多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
・多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
・異常気象下における業務
・さく岩機、鋳打機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いる業務
・強烈な騒音を発する場所における業務
・病原体によって著しく汚染のおそれのある業務
福祉上有害な業務
・焼却、清掃又はと殺の業務
・監獄又は精神病院における業務
・酒席に侍する業務
・特殊の遊興的接客業における業務
前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が別に定める業務